

平成 12 年 1 月 20 日

消防庁告示第 1 号

最終改正 平成 29 年 2 月

消防力の整備指針

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。

2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率（街区（幅員 4 メートル以上の道路、河川、公園等で囲まれた宅地のうち最小の一団地をいう。以下同じ。）における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合をいう。以下同じ。）がおおむね 10 パーセント以上の街区の連続した区域又は 2 以上の準市街地が相互に近接している区域であつて、その区域内の人口が 1 万以上のものをいう。
- (2) 準市街地 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね 10 パーセント以上の街区の連続した区域であつて、その区域内の人口が 1,000 以上 1 万未満のものをいう。
- (3) 署所 消防署又はその出張所をいう。
- (4) 動力消防ポンプ 消防ポンプ自動車、手引動力ポンプ又は小型動力ポンプをいう。
- (5) 警防要員 火災の警戒及び鎮圧並びに災害の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事する消防吏員をいう。
- (6) 予防要員 火災の予防に従事する消防職員をいう。
- (7) 消防隊 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 8 項に規定する消防隊のうち、救助隊及び指揮隊以外のものをいう。
- (8) 救助隊 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号。以下「救助省令」という。）第 1 条に規定する救助隊をいう。
- (9) 指揮隊 災害現場において指揮活動を行う消防吏員の 1 隊をいう。
- (10) 救急隊 消防法第 2 条第 9 項に規定する救急業務を行う消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 44 条第 5 項に規定する消防吏員（以下「救急隊員」という。）の 1 隊又は救急隊員及び同条第 6 項に規定する消防職員（第 28 条において「准救急隊員」という。）の 1 隊をいう。

(基本理念)

第3条 市町村は、住民の消防需要に的確に対応するため、次の各号に掲げる事項に配慮しつつ、消防力を整備するものとする。

- (1) 消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有するとともに、相互に連携した活動を行うことができるようにすること等により、総合的な消防力の向上を図ること。
- (2) 災害の複雑・多様化に対応した警防体制、防火対象物の大規模・複雑化、危険物の多様化等に対応した高度かつ専門的な予防体制及び救急需要の増加等に対応した救急体制その他の適切な消防体制の整備を図ること。
- (3) 災害対応における地域の防災力を高めるため、消防団の充実強化、災害情報の伝達等に必要な資機材の整備等を図るとともに、消防機関、市町村の防災部局、自主防災組織等が相互に連携を深めること。
- (4) 大規模な災害や武力攻撃事態等に対応するため、他の市町村、都道府県及び関係機関と広域的な協力体制を確保するとともに、住民の避難誘導等を的確に実施すること。

第2章 施設に係る指針

(署所の数)

第4条 市街地には、署所を設置するものとし、その数は、別表第1（積雪寒冷の度の甚だしい地域（以下「積雪寒冷地」という。）にあっては、別表第2。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第1に定める署所の数を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性（以下「地域特性」という。）を勘案した数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が30万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口30万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を1の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第1に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする
- 3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

(動力消防ポンプの数)

第5条 市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は、別表第3（積雪寒冷地にあっては、別表第4。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第3に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該大市街地を人口30万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を1の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第3に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとし、分割に係る地域の人口が7万未満の場合には、当該地域に配置する動力消防ポンプの数は、別表第5に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

- 3 準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第 6 に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。
- 4 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。
- | | |
|----------|-----|
| 消防ポンプ自動車 | 2 口 |
| 手引動力ポンプ | 1 口 |
| 小型動力ポンプ | 1 口 |
- 5 市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。
- 6 第 1 項から第 3 項まで及び前項の規定による動力消防ポンプは、消防本部若しくは署所又は消防団が管理するものとする。

(旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例)

第 6 条 市街地又は準市街地の区域内における消防法施行令別表第 1（以下「令別表」という。）に定める（5）項イの防火対象物の数の当該市街地又は準市街地の区域内の人口に対する割合が、他の市街地又は準市街地の区域内における割合に比して著しく大きいときは、第 4 条及び第 5 条の規定の適用については、当該市街地又は準市街地の区域内の人口に、次の算式により算出された人口を加えた数を当該市街地又は準市街地の区域内の人口とみなす。

$$P = (a - 0.64p) \div 31$$

この算式において、P、p 及び a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 加算する人口（小数点 1 位以下は、切り捨てる。）

p 当該市街地又は準市街地の人口

a 当該市街地又は準市街地の区域内における令別表に定める（5）項イの防火対象物の延べ面積の合計の数値（1 平方メートル未満は、切り捨てる。）

(はしご自動車)

第 7 条 高さ 15 メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧等のため、1 の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね 10 棟以上、又は令別表中（1）項、（4）項、（5）項イ及び（6）項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物の数がおおむね 5 棟以上ある場合には、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）1 台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りでない。

（1） 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が 90 棟未満であること。

（2） 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物における火災等において、当該消防署とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所に配置されたはしご自動車が出動から現場での活動の開始まで 30 分未満で完了することができること。

2 前項の規定によるはしご自動車は、署所が管理するものとする。

(化学消防車)

第8条 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第6条第1項に規定する製造所等(以下「危険物の製造所等」という。)及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第66号。以下「核原料物質等規制法」という。)第2条第4項に規定する原子炉を設置している事業所等(以下「原子炉設置事業所等」という。)の火災の鎮圧のため、化学消防車(大型化学消防車及び大型化学高所放水車を含む。以下同じ。)を配置するものとし、その数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村に存する危険物の製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。

- (1) 消防法別表第1に定める第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所(以下「第4類危険物の5対象施設」という。)の施設ごとの数に、別表第7に定める第4類危険物の5対象施設ごとの補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計(以下「補正後施設合計数」という。)に応じ次に掲げる台数

イ 補正後施設合計数が50以上500未満の場合 1台

ロ 補正後施設合計数が500以上1,000未満の場合 2台

ハ 補正後施設合計数が1,000以上の場合 2台に千を超える補正後施設合計数おおむね1,000ごとに1台を加算した台数

- (2) 第4類危険物の5対象施設のうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第47条の4に該当するもの以外のものにおいて貯蔵し、又は取り扱う第4類危険物の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合算して得た数量(以下「第4類危険物の最大貯蔵・取扱量」という。)に応じ、次に掲げる台数(ただし、第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量(消防法第9条の4第1項に規定する指定数量をいう。以下同じ。)の6万倍未満の場合において、同一事業所の屋外タンク貯蔵所で第4類の危険物を貯蔵する最大数量が1,000キロリットルを超えるときには1台)

イ 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の6万倍以上240万倍未満の場合 1台

ロ 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の240万倍以上480万倍未満の場合 2台

ハ 第4類危険物の最大貯蔵・取扱量が指定数量の480万倍以上の場合 3台

- (3) 核原料物質等規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉を設置している工場若しくは事業所又は同条第10項に規定する再処理を行う設備若しくは附属施設を設置している工場若しくは事業所の数が1以上の場合 1台

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる化学消防車の台数から同号中「第4類危険物の5対象施設」を「第4類危険物の5対象施設(指定数量の倍数が10以上のものに限る。)」と読み替えた場合における同号に掲げる台数を減じて得た台数については、化学消防車に代えて消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものを配置することができる。

3 第1項の規定による化学消防車及び前項の規定による消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものは、消防本部又は署所が管理するものとする。

(大型化学消防車等)

第9条 市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号。以下「石災法施行令」という。）第8条第1項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）第2条第6号に規定する特定事業所（以下「特定事業所」という。）がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ1台配置するものとする。ただし、他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。

2 市町村の区域内に、石災法施行令第8条第1項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ2台以上備え付けなければならない特定事業所（特定事業所に石災法施行令第8条第2項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所の当該送泡設備付きタンクに送泡設備がないものとみなしたときに同条第1項の規定により備え付けるべきそれぞれの台数を、当該特定事業所に備え付けなければならないそれぞれの台数とみなす。）があり、かつ、当該市町村が次の各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定にかかわらず大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ2台配置するものとする。

（1） 当該市町村の区域内にある石油コンビナート等特別防災区域（石災法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域をいう。以下同じ。）に係る石油の最大貯蔵・取扱量が400万キロリットル以上であること。

（2） 当該市町村の区域内にある石油コンビナート等特別防災区域を管轄する消防署が2以上あり、かつ、当該消防署のうち、2以上の消防署の管轄区域に、それぞれ常圧蒸留装置の処理能力が1日当たり1万5,898キロリットル以上である特定事業所が1以上あること。

3 前2項の場合において、大型化学高所放水車を1台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ1台配置したものとみなす。

4 前3項の規定による大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(化学消防車の消防ポンプ自動車への換算)

第10条 前2条の規定により化学消防車を配置する場合には、地域の実情に応じて、化学消防車を消防ポンプ自動車とみなして、第5条第1項から第3項まで又は第5項の規定による消防ポンプ自動車の数を減ずることができる。

(泡消火薬剤)

第11条 市町村の区域内の第4類危険物の5対象施設の数、第4類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子炉設置事業所等の数、特定事業所の数並びに石災法施行令第8条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。

(消防艇)

第12条 水域に接した地域の火災の鎮圧等のため、消防艇を配置するものとし、その数は次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

- (1) 水域に接した市街地で消防艇の接岸できる水路（消防ポンプ自動車による火災の鎮圧が可能な市街地に係るものを除く。）の延長が3キロメートルを超え5キロメートル以下の場合に1隻、5キロメートルを超える場合には、おおむね5キロメートルごとに1隻
- (2) 市町村の区域内に港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾がある場合には、当該港湾における火災の鎮圧等に、必要と認められる隻数

2 前項の規定による消防艇は、消防本部又は署所が管理するものとする。

（救急自動車）

第13条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台を基準とし、人口10万を超える市町村にあっては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

2 前項の規定による救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

（救助工作車）

第14条 消防本部又は署所に、救助省令第3条に規定する救助隊の配置基準数（同条第2項による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数とする。次項において同じ。）と同数の救助工作車を配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、救助隊の配置基準数から救助省令第4条に規定する数（同条第2項による増減を行った場合には、当該増減後の数とする。）を控除した数については、救助工作車に代えて、同様の救助器具積載能力を有する消防用自動車等（第17条第3項に規定する消防用自動車等をいう。次項において同じ。）のうち救助工作車以外のものを充て、前項の規定により配置するものとされる救助工作車の台数から減ずることができる。

3 第1項の規定による救助工作車及び前項の規定により救助工作車に代えて充てる消防用自動車等は、消防本部又は署所が管理するものとする。

（指揮車）

第15条 災害現場において指揮活動を行うため、指揮車を配置するものとし、その数は市町村における消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2 前項の規定による指揮車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

（特殊車等）

第16条 第5条、第7条から第9条まで及び前4条の規定による消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、排煙車、林野火災工作車、防災工作車、後方支援車、航空機等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

2 前項の規定による特殊車等は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(非常用消防用自動車等)

第17条 第5条の規定による消防ポンプ自動車（以下「稼働中の消防ポンプ自動車」という。）に加え、水火災等の発生時に始業の時刻から終業の時刻の間にある警防要員以外の者を動員して対処する必要のある場合（以下「非常時の場合」という。）又は稼働中の消防ポンプ自動車が故障した場合等に使用するため、人口30万以下の市町村にあっては稼働中の消防ポンプ自動車8台ごとに1台を基準とし、人口30万を超える市町村にあっては稼働中の消防ポンプ自動車4台ごとに1台を基準として、地域の実情に応じて予備の消防ポンプ自動車（以下「非常用消防ポンプ自動車」という。）を配置するものとする。

2 第13条の規定による救急自動車（以下「稼働中の救急自動車」という。）に加え、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車が故障した場合等に使用するため、人口30万以下の市町村にあっては稼働中の救急自動車6台ごとに1台を基準とし、人口30万を超える市町村にあっては稼働中の救急自動車4台ごとに1台を基準として、地域の実情に応じて予備の救急自動車（以下「非常用救急自動車」という。）を配置するものとする。

3 非常時の場合又は消防用自動車等（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、救急自動車、救助工作車、指揮車、消防艇及び特殊車等をいう。以下同じ。）のうち消防ポンプ自動車及び救急自動車以外のものが故障した場合等に使用するため、地域の実情に応じて予備の消防用自動車等を配置するものとする。

4 第1項の規定による非常用消防ポンプ自動車、第2項の規定による非常用救急自動車及び前項の規定による非常時の場合等に使用するための消防用自動車等（以下「非常用消防用自動車等」という。）は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(NBC災害対応資機材)

第18条 消防本部又は署所に、当該市町村の人口規模、国際空港等及び原子力施設等の立地その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（以下「NBC災害対応資機材」という。）を配置するものとする。

2 前項の規定によるNBC災害対応資機材は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(同報系の防災行政無線設備)

第19条 市町村に、災害時において住民に対する迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うため、同報系の防災行政無線設備を設置するものとする。

(消防専用電話装置)

第20条 消防本部及び署所に、相互の連絡のため、消防専用電話装置を設置するものとする。

(通信装置)

第21条 消防本部及び消防団に、相互の連絡のため、必要な通信装置を設置するものとする。

2 消防団に、分団との連絡のため、必要な通信装置を設置するものとする

(消防救急無線設備)

第22条 消防本部と消防用自動車等との連絡及び消防用自動車等の相互の連絡のため、消防本部及び消防用自動車等に、消防救急無線設備を設置するものとする。

(消防本部及び署所の耐震化等)

第23条 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。

2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

3 消防本部は、大規模な地震災害及び風水害時等において、消防本部又は署所の庁舎が被災により災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定するものとする。

(都道府県の防災資機材の備蓄等)

第24条 都道府県は、林野火災、石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規模な災害の拡大を防止するため、防災上必要な資機材及び施設を地域の実情に応じて備蓄し、又は整備するとともに、市町村の求めに応じてこれらを貸与し、又は使用させること等により、市町村の消防力を補完するものとする。

第3章 人員に係る指針

(消防長の責務)

第25条 消防長は、消防に関する知識及び技能の修得のための訓練を受けるとともに、広範で高い識見等を有することにより、その統括する消防本部の有する消防力を十分に発揮させるよう努めるものとする。

(消防職員の職務能力)

第26条 消防職員は、第3条各号に掲げる事項を実施することができるよう、訓練を受けること等を通じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の経験を経て、それらの知識及び技術を有することにより、職務能力を総合的に高めるよう努めるものとする。

- (1) 警防要員 水火災又は地震等の災害の防御等に関する知識及び技術を有し、災害現場における警防活動等を的確に行うことができる能力
- (2) 予防要員 防火査察（火災の調査を含む。）及び防火管理、危険物、消防用設備等その他の火災の予防に関する知識及び技術を有し、火災の予防に関する業務等を的確に行うことができる能力
- (3) 救急隊の隊員 救急医学に関する知識並びに傷病者の観察、応急処置等に関する知識及び技術を有し、傷病者の搬送等の活動を的確に行うことができる能力
- (4) 救助隊の隊員 救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助方法等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力

(消防隊の隊員)

- 第27条** 消防ポンプ自動車（市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、消防ポンプ自動車1台につき5人とする。ただし、当該消防隊が消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、当該車両にホースを延長する作業の負担を軽減するための資機材又は装置を備えている場合にあっては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができ、2の消防隊が連携して火災の鎮圧等を行うことにより、それぞれの消防隊が別々に火災の鎮圧等を行う場合と同等又はそれ以上の効果が得られる場合にあっては、いずれか一方の消防隊の隊員の数を4人とすることができる。
- 2 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプを操作する消防隊の隊員の数は、それぞれ1台につき4人とする。
- 3 はしご自動車（市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、はしご自動車1台につき5人とする。ただし、当該車両にはしご操作時の障害監視を軽減するための自動停止装置を有し、かつ、他の消防隊又は救助隊との連携活動が事前に計画されている場合にあっては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができる。
- 4 化学消防車（市街地に該当しない地域に設置した署所に配置するものを除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、化学消防車1台につき5人とする。ただし、当該消防隊が消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、当該車両にホースを延長する作業の負担を軽減するための資機材又は装置を備えている場合にあっては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができる。
- 5 消防用自動車等のうち第1項、第3項及び前項に規定するもの以外のもの（救急自動車、航空機のうち救急業務に用いる航空機（以下「救急用航空機」という。）、救助工作車及び指揮車を除く。）に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれの機能を十分に発揮できると認められる数とする。
- 6 第1項及び第2項の規定による消防隊の隊員のうち、1人は、消防本部及び署所にあっては消防士長以上の階級にある者とし、消防団にあっては班長以上の階級にある者とするものとする。
- 7 第3項及び第4項の規定による消防隊の隊員のうち、1人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。

(救急隊の隊員)

- 第28条** 消防法施行令第44条第1項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する救急隊員の数は、救急自動車1台につき3人とする。ただし、傷病者を1の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車1台につき2人とすることができる。
- 2 消防法施行令第44条第2項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する隊員の数は、救急隊員2人及び准救急隊員1人とする。
- 3 救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて前2項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保するものとする。
- 4 救急用航空機に搭乗する救急隊員の数は、救急用航空機1機につき2人とする。

- 5 第1項及び第2項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊員のうち、1人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定による救急自動車並びに第4項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人以上は、救急救命士とするものとする。

(救助隊の隊員等)

第29条 救助工作車に搭乗する救助隊の隊員の数は、救助工作車1台につき5人とする。

- 2 前項の規定による救助工作車に搭乗する救助隊の隊員のうち、1人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。
- 3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、消防団に地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置することができる。

(指揮隊の隊員)

第30条 指揮車に搭乗する指揮隊の隊員の数は、指揮車1台につき3人以上とする。ただし、災害が発生した場合に多数の人命が危険にさらされ、又は消防活動上の困難が発生するおそれ大きい百貨店、地下街、大規模な危険物の製造所等その他の特殊な施設等が管轄区域に存する消防署に配置する指揮車に搭乗する指揮隊の隊員の数は、指揮車1台につき4人以上とする。

- 2 前項の規定による指揮車に搭乗する指揮隊の隊員のうち、1人は、消防司令以上の階級にある者とする。

(通信員)

第31条 消防本部及び消防署に、常時、通信員を配置するものとする。

- 2 消防本部に配置する通信員の総数は、人口30万以下の市町村にあってはおおむね人口10万ごとに5人を基準とし、人口30万を超える市町村にあっては15人に人口30万を超える人口についておおむね人口10万ごとに3人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。
- 3 消防本部に配置する通信員のうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は、2人以上とする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員の数を一時的に減ずることができる。

(消防本部及び署所の予防要員)

第32条 消防本部及び署所における予防要員の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の人口、市町村の区域の面積、少量危険物の施設の数及び種類等、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。

- (1) 市町村に存する特定防火対象物（消防法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数に730分の12を乗じて得た数

- (2) 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に2, 400分の2を乗じて得た数
 - (3) 市町村に存する一戸建ての住宅の数に2万2, 000分の3を乗じて得た数
 - (4) 市町村に設置されている別表第8に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた危険物の製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を150で除して得た数
- 2 前項の場合において、同項第1号、第2号及び第4号に掲げる数を合算して得た数に相当する予防要員の数は、2人以上とする。
- 3 消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。

(兼務の基準)

- 第33条** 消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車及び救急自動車を配置した消防本部又は署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね2年に1回以下であり、当該救急自動車が出動中であっても当該消防本部又は当該署所ごとに消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車の速やかな出動に必要な消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊と兼ねることができる。
- 2 消防ポンプ自動車（第10条の規定により消防ポンプ自動車とみなされる化学消防車を含む。以下この項において同じ。）及び救急自動車を配置した都市部の署所の管轄区域において当該救急自動車の出動中に火災が発生した場合において、当該署所とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所（以下この項において「隣接署所」という。）に配置された消防ポンプ自動車の出動によって延焼防止のための消防活動を支障なく行うことができ、当該署所の消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動状況等を隣接署所において常時把握することができる体制を有し、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊と兼ねることができる。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる数に2分の1を乗じて得た数と同項第3号に掲げる数とを合算して得た数を超えない範囲内の数の予防要員については、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることができる。ただし、第1号に掲げる数から第2号に掲げる数を除いて得た数に相当する予防要員の数が2人に満たない場合は、この限りでない。
- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる数を合算して得た数
 - (2) 前条第1項第2号に定める数の2分の1を超えない範囲内の数に相当すると認められる警防要員をもって充てることとされる予防要員の数
- 4 前項の場合において、次の各号に掲げる業務を行うに当たっては、当該各号に定める要件を満たす警防要員をもって充てなければならない。
- (1) 消防法第17条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務づけられている共同住宅に対する立入検査業務 前条第3項に規定する予防技術資格者であること。

- (2) 前号に掲げるもの以外の共同住宅に対する立入検査業務 消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）第5条第2項第3号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる者であること。
- (3) 共同住宅又は一戸建て住宅に対する防火指導業務 当該業務の執行に必要な知識及び技術を有すると認められる者であること。

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第34条 消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

- (1) 消防本部及び署所の管理する消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数（ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数のものについて、1の消防隊が搭乗することを、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところによりあらかじめ定めている場合にあっては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。）
 - (2) 第31条に規定する通信員の数
 - (3) 第32条第1項に規定する予防要員の数
 - (4) 消防本部及び署所の総務事務等（消防の相互応援に関する業務を含む。）の執行のために必要な消防職員の数
- 2 前項の規定により消防職員の総数を計算する場合においては、前条第1項及び第2項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊と兼ねる場合にあっては、前項第1号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第3項の規定により予防要員について警防要員をもって充てる場合にあっては、前項第3号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から警防要員をもって充てる数を除いた数」と読み替えるものとする。

(消防団の設置)

第35条 消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、1市町村に1団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、1市町村に2団以上置くことができる。

(消防団の業務及び人員の総数)

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- (1) 火災の鎮圧に関する業務
- (2) 火災の予防及び警戒に関する業務

- (3) 救助に関する業務
- (4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- (5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団の庶務の処理等の業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

(副団長等)

第37条 消防団に、指揮活動を行うため、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長を配置することができる。

別表第1（第4条第1項関係）

市街地の人口（万人）	署所の数
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	3
8	3
9	3
10	3
11	4
12	4
13	4
14	4
15	5
16	5
17	5
18	5
19	6
20	6
21	6
22	6

2 3	7
2 4	7
2 5	7
2 6	8
2 7	8
2 8	8
2 9	8
3 0	9

備考

市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。

別表第2（第4条第1項関係）

市街地の人口（万人）	署所の数
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	3
8	3
9	3
1 0	4
1 1	4
1 2	4
1 3	5
1 4	5
1 5	5
1 6	5
1 7	6
1 8	6
1 9	6
2 0	7
2 1	7
2 2	7
2 3	8
2 4	8

2 5	8
2 6	9
2 7	9
2 8	9
2 9	1 0
3 0	1 0

備考

市街地の人口については、当該人口の1万未満の端数を四捨五入して得る数による。

別表第3（第5条第1項関係）

市街地の人口 (万人)	署所の管理する動力消防 ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車2台	消防ポンプ自動車3台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ1口
2	消防ポンプ自動車2台	消防ポンプ自動車3台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ2口
3	消防ポンプ自動車3台	消防ポンプ自動車2台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ3口
4	消防ポンプ自動車4台	消防ポンプ自動車1台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ4口
5	消防ポンプ自動車4台	消防ポンプ自動車1台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ5口
6	消防ポンプ自動車5台	消防ポンプ自動車1台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ6口
7	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ7口
8	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ7口
9	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ7口
1 0	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ8口
1 1	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ9口
1 2	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ10口
1 3	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ10口
1 4	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ11口
1 5	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ11口
1 6	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ12口
1 7	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ12口
1 8	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ13口
1 9	消防ポンプ自動車9台	動力消防ポンプ14口

2 0	消防ポンプ自動車 9 台	動力消防ポンプ 1 5 口
2 1	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 5 口
2 2	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 6 口
2 3	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 7 口
2 4	消防ポンプ自動車 1 1 台	動力消防ポンプ 1 7 口
2 5	消防ポンプ自動車 1 1 台	動力消防ポンプ 1 8 口
2 6	消防ポンプ自動車 1 2 台	動力消防ポンプ 1 9 口
2 7	消防ポンプ自動車 1 2 台	動力消防ポンプ 2 0 口
2 8	消防ポンプ自動車 1 3 台	動力消防ポンプ 2 0 口
2 9	消防ポンプ自動車 1 3 台	動力消防ポンプ 2 1 口
3 0	消防ポンプ自動車 1 4 台	動力消防ポンプ 2 1 口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の 1 万未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 市街地の人口が 7 万以上の場合において消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第 5 条第 4 項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第 4 (第 5 条第 1 項関係)

市 街 地 の 人 口 (万人)	署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車 2 台	消防ポンプ自動車 3 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 2 口
2	消防ポンプ自動車 2 台	消防ポンプ自動車 3 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 3 口
3	消防ポンプ自動車 3 台	消防ポンプ自動車 2 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 4 口
4	消防ポンプ自動車 4 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 5 口
5	消防ポンプ自動車 4 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 6 口
6	消防ポンプ自動車 5 台	消防ポンプ自動車 1 台 手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 7 口
7	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 8 口
8	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 8 口
9	消防ポンプ自動車 6 台	動力消防ポンプ 9 口
1 0	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 9 口
1 1	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 1 0 口

1 2	消防ポンプ自動車 7 台	動力消防ポンプ 1 1 口
1 3	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 1 2 口
1 4	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 1 2 口
1 5	消防ポンプ自動車 8 台	動力消防ポンプ 1 3 口
1 6	消防ポンプ自動車 9 台	動力消防ポンプ 1 3 口
1 7	消防ポンプ自動車 9 台	動力消防ポンプ 1 4 口
1 8	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 5 口
1 9	消防ポンプ自動車 1 0 台	動力消防ポンプ 1 6 口
2 0	消防ポンプ自動車 1 1 台	動力消防ポンプ 1 7 口
2 1	消防ポンプ自動車 1 1 台	動力消防ポンプ 1 8 口
2 2	消防ポンプ自動車 1 2 台	動力消防ポンプ 1 8 口
2 3	消防ポンプ自動車 1 2 台	動力消防ポンプ 1 9 口
2 4	消防ポンプ自動車 1 3 台	動力消防ポンプ 2 0 口
2 5	消防ポンプ自動車 1 3 台	動力消防ポンプ 2 1 口
2 6	消防ポンプ自動車 1 4 台	動力消防ポンプ 2 2 口
2 7	消防ポンプ自動車 1 4 台	動力消防ポンプ 2 3 口
2 8	消防ポンプ自動車 1 5 台	動力消防ポンプ 2 3 口
2 9	消防ポンプ自動車 1 5 台	動力消防ポンプ 2 4 口
3 0	消防ポンプ自動車 1 6 台	動力消防ポンプ 2 5 口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の 1 万未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 市街地の人口が 7 万以上の場合において消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第 5 条第 4 項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第 5 (第 5 条第 2 項関係)

分割に係る地域の人口 (万人)	署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車 1 台	動力消防ポンプ 1 口
2	消防ポンプ自動車 1 台	動力消防ポンプ 2 口
3	消防ポンプ自動車 2 台	動力消防ポンプ 3 口
4	消防ポンプ自動車 3 台	動力消防ポンプ 4 口
5	消防ポンプ自動車 3 台	動力消防ポンプ 5 口
6	消防ポンプ自動車 4 台	動力消防ポンプ 6 口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の 1 万未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第 5 条第 4 項の規定

に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第6（第5条第3項関係）

準市街地の人口（人）	準市街地に配置する動力消防ポンプの数
1,000以上3,000未満	動力消防ポンプ4口
3,000以上5,000未満	動力消防ポンプ6口
5,000以上10,000未満	動力消防ポンプ8口

備考

準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第5条第4項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する準市街地に配置する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

別表第7（第8条第1項第1号関係）

第四類危険物の五対象施設	補正係数
製造所	5.0
屋内貯蔵所	0.1
屋外タンク貯蔵所	1.0
屋外貯蔵所	0.1
一般取扱所	1.5

別表第8（第32条第1項第4号関係）

危険物の製造所等の区分	補正係数
予防規程を定めなければならない製造所等（給油取扱所を除く。）	1.8
製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（予防規程を定めなければならない製造所等を除く。）	1.0
地下タンク貯蔵所及び給油取扱所	0.9
屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び販売取扱所	0.7

消防水利の基準

消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づき、消防水利の基準を次のように定める。

第1条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第2条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 消火栓
- (2) 私設消火栓
- (3) 防火水そう
- (4) プール
- (5) 河川、溝等
- (6) 濠、池等
- (7) 海、湖
- (8) 井戸
- (9) 下水道

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の1辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

3 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

第四条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。

3 前2項の規定に基づき配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

第5条 消防水利が、指定水量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できるときは、当該水利の取水点から140メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その1辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

別表（第四条関係）

平均風速 ＼ 用途地域	年間平均風速が四メートル 毎秒未満のもの	年間平均風速が四メートル 毎秒以上のもの
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域 (メートル)	100	80
その他の用途 地域及び用途地域の定 められていない地域 (メートル)	120	100

備考

用途地域区分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第1号に規定するところによる。